

# 処分に関する細則

2015年6月10日 運営委員会で可決  
緑の党グリーンズジャパン細則第2号

(個別処分の種類)

第1条 規律についての運用規則第10条に基づき、同規則第2条の各号に掲げる具体的な内容を以下のように定めます。

(1) 口頭注意

本人の反省と行動改善を促すための処分

(2) 書面による嚴重注意

本人の反省と行動改善を強く促すための処分

(3) 党の役職の一定期間の停止または解任

役員としての不適切行為に対する処分

(4) 公認、推薦または支持の取り消し

候補者としての不適切行為に対する処分

(5) 1年以内の期限を定めた権利の制限

本人の反省と行動改善を強制力を以て強く促すための処分。現状を放置することによる混乱を未然防止するための処分（例：発議権、意見表明権の停止など）

(6) 公職の辞任勧告

公職における不適切行為に対する処分

(7) 退会勧告

党の名誉と活動を守るために会員と認めず、自発的に退会をうながす処分

(8) 除名

党の名誉と活動を守るために会員と認めず、緊急措置として強制的に退会させる処分

(処分基準)

第2条 処分についての具体的な実施基準を別表1に定めます。なお、党の役職（代表・運営委員など）、公職（自治体議員・首長、各種選挙候補者など）にあたるものは会員・サポーターよりも高い行動基準をもって判断されます。前条(3)、(4)、(6)の特別の処分はもちろん、通常の処分にあっても会員より厳しい処分が下されることとします

(処分基準と具体的事例)

第3条 処分にあたっては、前条の基準を参考に具体的事例をあてはめて決定します。なお、実施基準に該当しないケースについても第1条、第2条を参考に決定します。

付則 この細則は2015年6月11日より実施します。

別表1

| 対象者 | 懲戒事項  | 適用事例               | ①<br>口頭<br>注意 | ②<br>書面<br>による<br>嚴重<br>注意 | ③<br>党の<br>役職<br>の停<br>止や<br>解任 | ④<br>公認<br>・推<br>薦・<br>支<br>持の<br>取<br>り<br>消<br>し | ⑤<br>1年<br>以内<br>の権<br>利停<br>止 | ⑥<br>公職<br>の辞<br>任勧<br>告 | ⑦<br>退会<br>勧告 | ⑧<br>除名 |
|-----|---|--------------------|---------------|----------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------|---------------|---------|
| 公職者 | 1) 党の理念や政策と明確に矛盾する政治主張や行動                         | 党の政策と矛盾するビラ等を作成し配布 | ○             | ◎                          |                                 |  |                                |                          |               |         |
|     | 2) 公職者として、客観的に明確に規約に反する行為を行ったとき                   | 党の理念に反する政党からの推薦    |               | ○                          |                                 | ◎  |                                |                          |               |         |
|     | 3) 党の理念に基づかない刑罰法規に違反する行為であり、公職者としてふさわしくないと判断されたとき | ひき逃げ事件確定           |               |                            |                                 |  |                                | ○                        | ◎             | ◎       |

|          |   |                            |   |   |   |  |   |   |   |
|----------|---|----------------------------|---|---|---|--|---|---|---|
| 役職者      | 4) 自己の職務を怠り責任を回避したとき、または党役員の肩書を用いて不正行為をしたとき | 緑の党役員名での無断借金               |   |   | ○ |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 5) 会員の権利を侵害したとき                             | 会員の名簿の流出／つきまとい             | △ | ○ | ◎ |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 6) 刑罰法規に違反する行為であり、役職者としてふさわしくないと判断されたとき     | ひき逃げ事件確定                   |   |   | ○ |  | ◎ | ◎ | ◎ |
| 会員・サポーター | 7) 他の会員の権利を侵害したとき                           | 虚偽の発言をなし、その名誉を傷つけたとき／つきまとい | △ | ○ |   |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 8) 刑罰法規に違反する行為を行ったとき                        | ひき逃げ事件確定                   | △ | ○ |   |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 9) 破廉恥または粗暴な行為があったとき                        | セクハラ                       | △ | ○ |   |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 10) 党の金銭・物品を私的に持ち出したり、流用したとき                | 私的流用                       | △ | ○ |   |  | ◎ | ◎ | ◎ |
|          | 11) 不正手続きまたは虚偽の報告によって党を欺いたとき                | 文書偽造                       |   |   |   |  |   | ○ | ◎ |
|          | 12) 重大な経歴を偽り、その他の不正な方法を用いて会員となったとき          | 文書偽造                       |   |   |   |  |   | ○ | ◎ |
|          | 13) 懲戒を受けた後にも改まらず懲戒該当の行為があったとき              |                            |   |   |   |  |   | ○ | ◎ |

○：基準

◎：故意によるものなど、より状況が悪いと判断された場合や繰り返し行われた行為の場合

△：軽微な行為、もしくは過失による行為